

入札公告

分任支出負担行為担当官  
館山航空基地隊  
館山経理隊長 高機 潔

下記のとおり一般競争入札を行います。

記

1 競争入札に付する事項

調達要求番号	件名	数量	履行期限	履行場所
07-1-2143-0204-0002-00	産業廃棄物の収集・運搬及び処分	1式	令和7年10月31日	館山航空基地及び受注者処分場

2 競争参加資格

- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 令和07・08・09年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」D級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は、海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項及び第6項の規定により産業廃棄物収集運搬及び産業廃棄物処分の許可を受けている者。
- 「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成19年法律第56号）に基づき、別途配布する「環境配慮への取り組み状況及び優良基準への適合状況に関する条件の提示について」の入札適合条件を満たす者であること。  
（入札参加を希望する事業者は、適合証明書及びこれを証明する書類を令和7年6月10日（火）までに館山航空基地隊経理隊契約班に提出するものとする。）

3 適用する契約条項

役務請負契約一般条項

4 入札及び契約心得、契約条項を示す場所

千葉県館山市宮城無番地 海上自衛隊館山航空基地隊 館山経理隊入札室

5 入札日等

- 日時 令和7年6月19日（木）11時30分  
ただし、入札書を郵送するときは、封筒表面に入札書在中と朱書の上、令和7年6月18日（水）16時45分までに必着するよう送付のこと。
- 場所 千葉県館山市宮城無番地 海上自衛隊館山航空基地隊 館山経理隊入札室

6 参加申し込み及び仕様書の交付

- 「入札・オープンカウンター参加申込用紙」、「令和07・08・09年度の資格審査結果通知書」及び「産業廃棄物収集運搬業許可証、産業廃棄物処分業許可証の写し」を入札日の前日までに提出すること。
- 仕様書交付場所 館山経理隊契約班事務室

7 入札（仕様）説明会

実施しない。

8 入札方法

- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。
- 入札書に記載された金額の100分の110（軽減税率対象品目については100分の108）に相当する額に1円未満の端数があるときは該当端数金額を切り捨てるものとし、該当端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申し込みがあったものとする。

9 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。あわせて、産業廃棄物収集運搬、処分委託契約書の作成を要する。

10 保証金に関する事項

- 入札保証金及び契約保証金：免除
- 落札者が契約を結ばないときは、落札金額（入札書に記載した金額の100分の110（軽減税率対象品目については100分の108）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

11 その他

- 競争参加資格のない者の入札、入札及び契約心得のとおり実施しない者の入札、入札の条件に違反した入札は無効とする。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。  
ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、入札書は可能な限り郵送でお願い致します。
- 入札に関する問い合わせ先：館山航空基地隊 経理隊契約班 永沼  
TEL 0470-22-3191（内244） FAX 0470-22-1586
- 仕様内容に関する問い合わせ先：第21整備補給隊 補給隊資材班 大澤（内線：568）

「環境配慮への取組状況及び優良基準への適合状況に関する条件の提示について」

標記について、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成19年法律第56号）に基づく入札参加条件等は、下記のとおりです。

条件等をお読みのうえ、入札参加を希望される場合は、別添の「適合証明書」に所要の事項を記入の上、館山航空基地隊 館山経理隊契約班まで提出してください。

提出された「適合証明書」は入札参加資格の審査のため使用します。

なお、今年度実施した同様の入札において同一の「適合証明書」を提出され、配点等に変更がない場合、その旨を契約班に連絡することで提出を省略することができます。

記

評価項目		区分（評価）	配点		
環境配慮への取組	事業者共通	①環境/CSR報告書	環境/CSR報告書の作成・公表を実施	10	
		②温室効果ガス等排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	10	
		③全従業員への研修・教育	全従業員に対し、定期的な研修・教育を実施	5	
		事業者共通の取組（小計）	—	25	
	収集運搬業者	①環境に配慮した運転・管理 ア. エネルギー使用実態の把握等 イ. エコドライブの推進措置 ウ. 点検・整備の自主管理基準 エ. 輸送効率向上のための措置	ア～エのうち3項目以上実施の場合	5	
			ア～エすべて実施かつ情報公開又は認証	10	
		②低燃費車の導入割合 （平成27年度燃費基準達成車）	20%以上50%未満	5	
			50%以上	10	
		③低排出ガス車の導入割合 （平成17年度規制以降の適合車）	20%以上50%未満	5	
			50%以上	10	
		収集運搬業固有の取組（小計）		—	30
		中間処理業者	①低公害型建設機械の導入割合 （排出ガス対策、低騒音・低振動対策）	20%以上50%未満	5
	50%以上			10	
	②熱回収の実施		処理に当たって熱回収を実施（必要な場合）	10	
	中間処理業固有の取組（小計）		—	20	
	最終処分業者	①低公害型建設機械の導入割合 （排出ガス対策、低騒音・低振動対策）	20%以上50%未満	5	
			50%以上	10	
		最終処分業固有の取組（小計）		—	10
	優良認定への適合状況	事業者共通	①優良適性（遵法性）	特定不利益処分を5年間受けていないこと	10
			②事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	10
③環境配慮の取組			環境マネジメントシステム認証取得	10	
④電子マニフェスト			電子マニフェストシステムへの加入、利用可能	10	
⑤財務体質の健全性			自己資本比率、経常利益等の財務基準満足	10	
優良認定への適合状況（小計）		—	50		

注1：優良産廃処理業者認定制度に基づく優良認定事業者は「優良認定への適合状況」の各項目を満点とする。ただし、特定不利益処分を受けた時点から5年に満たない事業者（特定不利益処分を受けた新規参入後5年未満の事業者を含む。）は個別に評価する。

注2：優良適性（遵法性）について、新規参入から5年に満たない事業者は0点とする。ただし、特定不利益処分を受けた時点から5年に満たない事業者（特定不利益処分を受けた新規参入後5年未満の事業者を含む。）については、-5点とする。

注3：財務体質の健全性については、直近3年間の自己資本比率及び経常利益金額等について評価し、当該期間において税・保険料については滞納していないこと、最終処分業者にあつては、特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積み立てをしていることを要件とする。ただし、事業に参入した時点から3年に満たない事業者は、「直近3年」を事業参入時点からの経過年数に読み替えるものとする。

添付資料：1 適合証明書  
2 評価項目及び評価基準

条件等をお読みのうえ、入札参加を希望される場合は、別添の「適合証明書」に所要の事項を記入の上、令和7年6月10日(火)までに館山経理隊契約班まで提出してください。(FAX可。ただし、FAXで提出された場合は、入札日に本紙をお持ちください。)

適合証明書【収集運搬業用】

令和 年 月 日

(契約担当官等)

館山航空基地隊 館山経理隊長 殿

住 所  
商号又は  
名称  
代表者氏名

印

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

評価項目		区分 (評価)	配点	
環境配慮への取組	①環境/CSR報告書	環境/CSR報告書の作成・公表を実施		
	②温室効果ガス等排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施		
	③全従業員への研修・教育	全従業員に対し、定期的な研修・教育を実施		
	事業者共通の取組 (小計)	—		
	①環境に配慮した運転・管理 ア. エネルギー使用実態の把握等 イ. エコドライブの推進措置 ウ. 点検・整備の自主管理基準 エ. 輸送効率向上のための措置	ア～エのうち3項目以上実施の場合 ア～エすべて実施かつ情報公開又は認証		
	②低燃費車の導入割合 (平成27年度燃費基準達成車)	20%以上50%未満 50%以上		
	③低排出ガス車の導入割合 (平成17年度規制以降の適合車)	20%以上50%未満 50%以上		
	収集運搬業固有の取組 (小計)	—		
	優良認定への適合状況	①優良適性 (遵法性)	特定不利益処分を5年間受けていないこと	
		②事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	
③環境配慮の取組		環境マネジメントシステム認証取得		
④電子マニフェスト		電子マニフェストシステムへの加入、利用可能		
⑤財務体質の健全性		自己資本比率、経常利益等の財務基準満足		
優良認定への適合状況 (小計)		—		
合計		—		
※優良産廃処理業者認定制度に基づく認定を受けているか		優良認定事業者認定の「有」・「無」		

注1: 「点数」欄には、別途配布する「環境配慮への取組状況及び優良基準への適合状況に関する条件の提示について」の配点表により値を記入する。

注2: 上記の条件を満たすことを証明する資料を提出すること。ただし、資料を提出することができない場合は、資料持参の上、官側の審査を受けることで、提出を省略できる。

適合証明書【中間処理業用】

令和 年 月 日

(契約担当官等)

館山航空基地隊 館山経理隊長 殿

住 所  
商号又は  
名称  
代表者氏名

印

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

評価項目		区分 (評価)	配点
環境配慮への取組	①環境/CSR報告書	環境/CSR報告書の作成・公表を実施	
	②温室効果ガス等排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	
	③全従業員への研修・教育	全従業員に対し、定期的な研修・教育を実施	
	事業者共通の取組 (小計)	—	
	①低公害型建設機械の導入割合 (排出ガス対策、低騒音・低振動対策)	20%以上50%未満 50%以上	
	②熱回収の実施	処理に当たって熱回収を実施 (必要な場合)	
	中間処理業固有の取組 (小計)	—	
優良認定への適合状況	①優良適性 (遵法性)	特定不利益処分を5年間受けていないこと	
	②事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	
	③環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	
	④電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへの加入、利用可能	
	⑤財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足	
	優良認定への適合状況 (小計)	—	
合計		—	
※優良産廃処理業者認定制度に基づく認定を受けているか		優良認定事業者認定の「有」・「無」	

注1: 「点数」欄には、別途配布する「環境配慮への取組状況及び優良基準への適合状況に関する条件の提示について」の配点表により値を記入する。

注2: 上記の条件を満たすことを証明する資料を提出すること。ただし、資料を提出することができない場合は、資料持参の上、官側の審査を受けることで、提出を省略できる。

適合証明書【最終処分業用】

令和 年 月 日

(契約担当官等)

館山航空基地隊 館山経理隊長 殿

住 所  
商号又は  
名称  
代表者氏名

印

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

評価項目		区分 (評価)	配点
環境 配慮 への 取組	①環境/CSR報告書	環境/CSR報告書の作成・公表を実施	
	②温室効果ガス等排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	
	③全従業員への研修・教育	全従業員に対し、定期的な研修・教育を実施	
	事業者共通の取組 (小計)	—	
	①低公害型建設機械の導入割合 (排出ガス対策、低騒音・低振動対策)	20%以上50%未満 50%以上	
	最終処分業固有の取組 (小計)	—	
優良 認定 への 適合 状況	①優良適性 (遵法性)	特定不利益処分を5年間受けていないこと	
	②事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	
	③環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	
	④電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへの加入、利用可能	
	⑤財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足	
	優良認定への適合状況 (小計)	—	
合計		—	
※優良産廃処理業者認定制度に基づく認定を受けているか		優良認定事業者認定の「有」・「無」	

注1: 「点数」欄には、別途配布する「環境配慮への取組状況及び優良基準への適合状況に関する条件の提示について」の配点表により値を記入する。

注2: 上記の条件を満たすことを証明する資料を提出すること。ただし、資料を提出することができない場合は、資料持参の上、官側の審査を受けることで、提出を省略できる。

【環境配慮への取組に関する評価項目及び評価基準】

事業者共通

評価項目	評価基準
環境/CSR報告書	環境/CSR報告書を作成・公表していることを評価。 環境/CSR報告書とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号。環境配慮促進法）第2条第4項に規定する環境報告書をいう。
温室効果ガス等の排出削減計画・目標	事業活動に伴い排出される温室効果ガス等に関する排出削減のための計画の策定及び削減目標の設定（総排出量、削減量、処理処分重量・体積当たりの排出原単位の低減も含む。）を行うとともに、年間1回以上当該計画の実施状況及び目標の達成状況をインターネット等適切な方法により公表していることを評価。
全従業員への研修・教育	全従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組（温室効果ガス等排出削減のための措置を含む。）等に関する研修・教育の年間実施計画を策定し、当該計画に従って定期的（年間1回以上）に各種研修・教育を実施（実施結果を記録に残すことが必要）していることを評価。

収集運搬業者

評価項目	評価基準
環境に配慮した運転・管理	「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成26年2月閣議決定）の輸配送に係る判断の基準（モーダルシフトの実施に係る判断の基準を除く。）を満たすことで評価。 ①エネルギーの使用実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。 ②エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ③エネルギー効率を維持する等環境の保全のため車両の点検・整備を実施していること。 ④輸送効率向上のための措置又は空車走行距離の削減のための措置が講じられていること（輸配送先、輸配送量に応じて拠点経由方式と直送方式を使い分け、全体として輸配送距離を短縮していること。） ⑤上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②～④については実施の状況がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。
低燃費・低排出ガス車の導入	低燃費車については、収集運搬車両全体に占める平成27年度燃費基準達成車の導入割合で評価。 低排出ガス車については、収集運搬車両全体に占める平成17年度以降の排出ガス規制適合車の導入割合で評価。

中間処理業者

評価項目	評価基準
低公害型建設機械の導入 【処理に当たって建設機械を使用する場合に評価】	産業廃棄物の処理の用に供する「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」及び「排出ガス対策型建設機械の指定制度」により指定された建設機械、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定の適用」により指定された低騒音型建設機械、低振動型建設機械の導入割合で評価。
熱回収の実施 【処理に当たって熱回収を実施する場合に評価】	調達対象となる産業廃棄物の処理に当たって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条の3の3に定める熱回収施設設置者の認定を受けている施設であること、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の6第2号又は第3号に規定する設備を用いて熱回収が行われていることで評価。なお、第3号設備を有する場合にあっては、「廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル（平成23年2月）（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」において示された用途を対象とする。

最終処理業者

評価項目	評価基準
低公害型建設機械の導入 【処理に当たって建設機械を使用する場合に評価】	産業廃棄物の処理の用に供する「特定特殊自動車排ガスの規制等に関する法律」及び「排出ガス対策型建設機械の指定制度」により指定された建設機械、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定の適用」により指定された低騒音型建設機械、低振動型建設機械の導入割合で評価。

**【優良基準への適合状況に関する評価項目及び評価基準（事業者共通）】**

評価項目	評価基準
優良適性（遵法性）（注1）	従前の産業廃棄物処理業の有効期間（優良確認の場合は申請日前5年間）において特定不利益処分（注2）を受けていないこと。
事業の透明性	法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、産業廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ所定の頻度で更新していること。
環境配慮の取組	ISO14001、エコアクション21等の認証制度により認証を受けていること。
電子マニフェスト	電子マニフェストシステムに加入していること。
財務体質の健全性（注3）	①直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本率が10%以上であること。 ②直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えていること。 ③産業廃棄物処理業等の実施に関連する税、社会保険料及び労働保険料について、滞納していないこと。 ④最終処分業者にあつては、特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積み立てをしていること。

注1 優良適性（遵法性）については、適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力や実績等を評価する観点から、特定不利益処分を5年間受けていないことが適合条件となっている。このため、新規参入から5年に満たない事業者は得点が得られないこととなる。ただし、新規参入事業者と特定不利益処分を受けた事業者の評価の明確化を図るため、特定不利益処分を受けた時点から5年に満たない事業者（特定不利益処分を受けた新規参入後5年未満の事業者を含む。）については、優良適性（遵法性）の項目の点数を「マイナス『配点の50%』」とする。

事業に参入して5年未満の事業者		事業に参入して5年以上の事業者	
特定不利益処分を受けていない事業者	特定不利益処分を受けた事業者	特定不利益処分を受けていない事業者又は最後に特定不利益処分を受けてから5年以上経過した事業者	最後に特定不利益処分を受けてから5年未満の事業者
0点	-5点	10点	-5点

注2 特定不利益処分とは、廃棄物処理法施行規則第9の3第1イ～ハに掲げる不利益処分のことで、施設の許可取消処分の外、事業の停止命令や施設の停止又は改善命令、不適正処理の改善又は措置命令等がある。

注3 財務体質の健全性については、直前3年の各事業年度における財務体質が一定の基準を満たすことが適合条件となっている。このため、事業に参入した時点から3年に満たない事業者は、本評価項目の自己資本比率及び経常利益金額等について、「直近3年」を「事業参入時点からの経過年数」に読み替えるものとする。